Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-11

明治期楽人サバイバル ： 旧南都方楽家・東家文書から

寺内, 直子

(Citation)
国際文化学研究 ： 神戸大学大学院国際文化学研究科紀要,55:39*-76*

(Issue Date)
2021-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81012668

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012668

明治期楽人サバイバル―旧南都方楽家・東家文書から―

寺内直子

この論文は、旧南都方楽家・東家に伝わった資料から、地方に残った旧楽人が、明治一〇年代から三〇年代にかけて、どのような活動によって雅楽伝承と自らの生計を維持したのか、また、彼らの活動が、地域の雅楽の復興や広がりというより大きな脈絡において、いかなる意味を持つのかを考察するものである。明治維新後、京都、奈良、大阪の楽人の大多数が東京に移住し、東京での新しい宮中儀礼に参画していったことはよく知られている（塚原　二〇〇九）。しかし、多くの寺社をかかえる関西では、明治維新後も年中行事で一定数の雅楽の奏楽人員が必要であり、旧地に残った「旧楽人」は、寺院の僧侶、神社の神官ほか、一般の人々にも広く雅楽を教授し、地域の雅楽の維持、あるいは復興のために大きな貢献をした[一]。

本稿で使用する資料は、「南都狛姓楽家　東友弘家文書」（以下、「東家文書」と略す）の中の、明治期に記された日誌、記録、嘆願書などの資料である。東家は、南都方楽人の上、辻、芝、奥などの家と並ぶ狛氏の一族で、狛氏の本流の上家から一四世紀に分かれ、「東」を名乗るようになった（平出　一九五九）。明治維新を迎えた当時、東家の当主は東友秋（一八三一～？）であった。友秋は、履歴書（東家文書252）によれば、雅楽局の設置（明治三＝一八七〇年一一月）とともに少伶人に任じられ、東上して「東京府貫属士族」になるが、翌年四月に「依重病辞職」とある[二]。同年一〇月

に奈良県に「貫属替」となっている。以後、奈良で雅楽の維持活動を行った。明治四年三月には、京都御苑の中に、雅楽局の京都出張所が作られ（明治一〇年に廃止）、関西の楽人の何人かはそこに所属して、天皇の御陵での奏楽などに勤仕していたが、東友秋はそこには所属していない。本論は、明治四年に雅楽局を退き、旧地の奈良に戻った後の東友秋の活動に焦点を当てる。

東家文書は、東家に伝来した楽譜、官位の記録、行事の次第、日誌など雑多な内容を含む史料である。そのうち、年代が確認できる最も古い資料は永正九（一五一二）年の『鳳凰管要略譜』で、最も新しいのは明治三〇年代の楽器売買の記録である。現在この史料はデジタルPDF版を「南都狛姓楽家　東友弘家文書」として購入できる。本論では、『日誌』（東家文書207）、『記録』（同208）、『記録』（同209）を中心に、明治一〇年代から三〇年代までの東家の活動を考察する。明治一〇年代は、家内の出来事、雅楽を奉仕した寺社等の行事、弟子の動向、楽器販売などの記録が出てくるのに対し、明治二〇年代以降は、楽器販売の記録が中心になり、儀式の記録が少なくなるという記述内容の偏りがある。しかし、東家の『日誌』『記録』に記録が見えないからといって、明治一〇年代にあった儀式がその後消滅したのかどうかは即断できない。儀式における雅楽の奏楽が取りやめになった可能性や、奏楽はあっても東家の人が参加しなくなった可能性もある。さしあたりここでは、東家の『日誌』『記録』の記述内容には時代によって偏りがある、ということを指摘しておきたい。なお、江戸時代の年中行事と比較する際は、東家文書の中の江戸期の日記[三]や芝家日記集[四]を参照した。

一、明治一〇年代の東家と雅楽〜儀式の整備と奏楽参与

江戸時代までの禁裏楽人のうち南都方楽人は、禁裏御用に係る扶持米、江戸幕府からの知行米、興福寺・春日大社での舞楽上演などの代価、素人弟子への雅楽の教授謝金などが主な収入であった（平出　一九四〇、西山　一九五九、南

谷　二〇〇九、寺内　二〇一五ａ）。明治維新後、東上した楽人は明治政府の雇用となったが、雅楽局を辞して帰京した楽人や雇用されなかった楽人は、自ら生活の糧を開拓しなければならなかった。ただし、明治維新で失職した地下官人、旧士族には金禄公債が交付されていて、東家の『日誌』にもその利子の受け取りと考えられる記述が見られる。東家のその他の収入源は、寺社等の儀式での奏楽、素人弟子への雅楽の教授、楽器製作、修理、販売（取次）などである。以下にそれぞれの様子を、まず明治一〇年代から詳しく見てみよう。

『日誌』（東家文書207）には明治八（一八七五）年から同二一（一八八八）年までの記事が記されている。そのうち、明治八年から一一年までの内容は金禄公債の利子や、それを元手に金貸しをしている記録である。明治一二（一八七九）年から、儀式の奏楽にかかわる記録となる。ここでは、明治一二年以降の儀式奏楽の記録を見てみよう。表一は、明治一二年から二〇年まで年中行事として定例的に奉仕した儀式奏楽とその場所（行事）をまとめたものである。言うまでもなく、これ以外にも、単発の行事として（たとえば始祖の数百年遠忌など）奏楽・舞楽を行った寺社の例も多数記録されているが、ここではひとまず毎年定例的に参加する行事に焦点を当てたい。A表は明治以前から年中行事に奉仕してきたところ、B表は明治以降に新たに年中行事に参加するようになった寺社である[五]。また、前者の行事にも、①明治以前から行われて来たものと、②明治以降に新たに創出された行事がある。

まず、明治以前から南都方楽人と関係が深かった寺社は、春日大社、氷室神社、手向山八幡宮、東大寺である。なかでも春日大社との関係は深く、毎月一のつく日（一日、一一日、二一日）の旬祭には神饌奏楽を行ったほか、一二月の若宮おん祭（江戸時代までは霜月）では、奏楽のほかに東遊、舞楽なども演じていた。そのほか、太々神楽が奉納される場合には、その前に神饌奏楽を行ったり、数十年に一度の正遷宮の時には、神饌奏楽と舞楽も演じた。新嘗祭の奏楽は明治以前の記録では見えない（東家日記、芝家日記の江戸時代の分を参照）。明治になってから、奏楽が定例化した

表一　明治一〇年代に東友秋ら旧楽人が定例的奏楽を行った行事

A 明治以前から奏楽・舞楽のために出入りしていた寺社

寺社名	行事名	奉仕の内容	月日
春日大社	元始祭②	神饌奏楽	毎年1月3日
	祈年祭②	神饌奏楽	毎年3月初頭
	新嘗祭	神饌奏楽	毎年11月22日頃
	春日祭①	神饌奏楽、東遊、倭舞	毎年2月1日
	若宮おん祭①	神饌奏楽、東遊、倭舞、舞楽	毎年12月16-17日
	旬祭①	神饌奏楽	毎月1、11、21日
	正遷宮①	神饌奏楽、舞楽	M16年12月7日のみ
	太々神楽①	神饌奏楽	毎年4月
	コレラ退散臨時祭	神饌奏楽	M12年6月27日のみ
氷室神社	氷室祭①	神饌奏楽、東遊、舞楽	毎年10月1日、2日
手向山神社	元始祭②	神饌奏楽	毎年1月3日
	祈年祭②	神饌奏楽	毎年3月初頭
	新嘗祭	神饌奏楽	毎年11月22日頃
	手向山神社祭典①	神饌奏楽、東遊、舞楽	毎年10月1日（旧9月3日）
	太々神楽①	神饌奏楽	毎年4-5月
東大寺	仏生会①	妓楽と附楽	毎年5月8日（旧4月8日）

B　明治になってから奏楽・舞楽を奉仕するようになった寺社、団体

石上神社	祈年祭②	神饌奏楽	毎年2-3月のいずれかの日
	招魂祭②	神饌奏楽	4月3日（M12のみ）
	例祭②	神饌奏楽	毎年9月15日
	新嘗祭	神饌奏楽	毎年10月22日
大神神社	祈年祭②	神饌奏楽	毎年3月1日
	勅祭②	神饌奏楽	毎年4月9日
率川神社	大神神社摂社	神饌奏楽	M12年12月10日のみ
	三枝祭	神饌奏楽	M15年7月17日/M16年6月17日
談山神社	新祭②	神饌奏楽	毎年4月15,16日
神宮＊	神嘗祭	神饌奏楽	毎年10月のいずれかの日
中教院	地鎮祭②	神饌奏楽	M13年5月25日のみ
	説教②	神饌奏楽	毎月1回
	神嘗祭	神饌奏楽	毎年10月15,16日
多賀神社教会所	説教②	奏楽	毎月8日
博覧会	開会、閉会②	奏楽	M12,13,15,16年
黒住教教会所	冬至祭ほか②	神饌奏楽	M16年12月2日/M17年3月22日

＊脇戸町倭文神社と合祀

ものと思われる。また、春日祭も古くからある祭だが、東遊の演奏は管見によれば古儀が復興される元浩元（一八六四）年以前の江戸時代の記録には見えない。

元始祭は明治三年に始まった祭、祈年祭は宮中祭祀にあったものが、明治期に一般の神社でも行われるようになったものである。友秋らは春日大社だけでなく、手向山八幡宮、石上神社、大神神社などの元始祭と祈年祭でも奏楽を行った（後述）。春日大社とならんで南都の楽人が深い関わりを持っていたのは氷室神社である。氷室神社では南都楽所の舞楽装束や楽器が管理され、氷室神社の神主は、南都楽人右方の大神氏（中、喜多、乾、西京などに分家）であった。一〇月はじめに行われる氷室祭は、江戸時代までは九月一日、二日の二日間にわたって行われており、東遊や舞楽が多数演じられる、春日若宮おん祭に並ぶ盛大な祭であった。

少し変わった芸能としては、東大寺の仏生会（旧四月八日）に演じられる「妓楽」がある。これは、七世紀に日本に伝わった仮面劇「伎楽」の名残で、江戸時代にはすでに四、五名で行列を行い、奏楽をする簡便な形式に変化していたが、これが明治以後も生き残っていたことがわかる。

さて、表一B表の、石上神社、大神神社、率川神社、談山神社には明治になってから定期的に奏楽に赴くようになった。いずれも、祈年祭、招魂祭、新祭など、明治になってから創設されたもの、または、復興された祭の奏楽である。率川神社を除いて、いずれも奈良市街からは遠い。特に、談山神社の新祭への参加は必ず宿泊を伴う小旅行であった。唯一、奈良市街にある率川神社は、明治一二年に大神神社の摂社となって以来、楽人が奏楽を行うようになった[六]。石上神社、大神神社の共通点は、明治になって官幣社になったという点である。率川神社は大神神社の摂社、談山神社は別格官幣社である。社格が官幣社となることによって、祭儀を整え、雅楽の奏楽が必要になったため、楽人達の出張演奏が始まったと推測される[七]。その背景には、神社側の必要だけでなく、楽人側からの売り込みもあった。それを裏付ける史料として、

次に、東家文書中の「雅楽神楽道之儀ニ付願書」を紹介する（東家文書399）。長文なので一部のみを紹介する。年記は無いが、文中で雅楽局[八]の京都出張所が廃止されたこと（明治一〇年一〇月三一日）に言及しているので（左記、傍線部分）、その直後に書かれたと推測される。

（前略）

此御祭典[九]明治三年三月十一日、御復古之節、神饌奏楽御用奈良住私共へ被仰付、奉仕罷在候。扨又春日神社御祭典も御復古之節、東遊、神饌奏楽御用、則明治三年迄奉仕ニ御座候。同年十一月雅楽局被置候後は、京都出張所ヨリ伶人参向ニ相成候。是又本年被為廃候ニ付、前奉申上候通り、神武天皇御例祭奏楽御用私共へ被仰付候様、御取成被為成下候儀、奉願度、扨又官幣大社大和国ニは大神々社、大和神社、石上神社、春日神社、廣瀬神社、龍田神社、丹生川上神社、別格談山神社、河内国大社、平岡（ママ）神社、和泉大鳥神社、合セテ官幣拾社御祭典毎ニ地方御官ゟ勅使御参向之節、神饌奏楽又は東遊、舞楽、神楽等之御用奉仕之楽員等拝命被為成下候様、奉懇願度、右御採用被成下候上は、御縣社始メ、郷社、村社、又は官幣社自祭等も其時ニ適宜ニ神社之都合ニ依テ参役可仕候。

（後略）

（句読点恣意、傍線引用者）

［大意］

明治三年三月の畝傍御陵での奏楽は、（雅楽局が設置される以前なので）奈良在住の自分たちが仰せつけられた。春日神社の祭典でも東遊、神饌奏楽などを明治三年までご奉仕してきた。明治三年一一月に雅楽局が設置された後は、その関西支局である京都出張所の楽人が奏楽を受け持ったが、同出張所が本年廃止されたので、自分たちに是非奏楽をさせ

てほしい。また、官幣大社は大和には大神神社、大和神社、石上神社、春日神社、廣瀬神社、龍田神社、丹生川上神社、別格談山神社があり、河内には枚岡神社と泉州の大鳥神社がある。これらの官幣社での東遊、舞楽、神楽などの御用や、それ以下の縣社、郷社、村社の祭典でも、また官幣社が自社で催す祭でも適宜都合に合わせて参役したい。

東友秋ら雅楽局に所属しない（退いた）南都の旧楽人が、明治期に新たに石上、大神、談山神社の行事に参入するに至ったのには、京都出張所が廃止されたことが背景にある。すなわち、東京の雅楽課から関西の御陵や官幣社の祭典にその都度楽人を派遣するのは、時間や経費の点で難しく、在地の旧楽人に任せるほかなかったのである。

ここで、現・奈良県下だけでなく、現・大阪府下の枚岡神社、大鳥神社にも言及しているのは、この文書が書かれたと考えられる明治一〇年頃は、行政区分的に河内、大和、和泉が「堺県」に入っていたからである[一〇]。東家文書では、友秋らが枚岡神社や大鳥神社で奏楽した例は見当たらない一方で、これらの神社の神官に楽器を売る、あるいは楽器の修理をする記事は散見される[一一]。つまり、みずから赴き儀式で奏楽するのではなくとも、神社の神官たちに雅楽を教える、あるいは楽器を斡旋することには成功したと考えられるのである。

楽器の修理、販売の記録は、現・奈良県内の神社についても見られる。定期的な奏楽の参入に成功した石上神社、談山神社、大神神社以外にも、大和神社、丹生川上神社の神官の名前が日記に登場し[一二]、友秋は彼ら相手に楽器の販売や修理を行っているのである。逆に言えば、これらの神社では、専門の楽人に奏楽を依頼しない代わりに、自分たちで演奏する必要があり、みずから楽器を購入し、技術を修得したと考えられる。東友秋らが実際に出向いて奏楽した神社で、奈良市街からもっとも遠いのは前述した通り談山神社であるが、丹生川上神社（中社）[一三]は吉野川を遡ったさらに遠隔地にあり、仮に儀式奏楽を依頼されたとしても、当時の交通事情を考えると、最短で往復五、六日必要な行程であった

と推測される。そして、後述するように、遠路はるばる奏楽に出向いてわずかな奏楽料を得るよりも、高価な楽器を売ったり、修理したりするほうが経済的には効率が良かったのか、明治後半の東家の記録は、そのような楽器販売の記録で埋め尽くされることになる。

さて、表一B表の後半は、明治時代になってから創設された新しい行事や施設での奏楽である。「神宮」は東家日記には明治一二年と一四年の一〇月の記事が見える。この「神宮」は、現在奈良市街の脇戸町に現存する、倭文神社、蛭子神社と合祀された皇大神宮のことと思われる[一四]。中教院とは、明治政府が敬神愛国思想を普及するために各府県に置いた施設のことである。奈良では明治七年三月に、市内やや南の中辻町の元紀州藩屋敷[一五]に「仮中教院」が置かれ、同年五月に正式に「中教院」となり、同年一二月に興福寺金堂に移転した（奈良市史編集審議会　一九九五、三八頁）。友秋たちは、毎月一回開かれる中教院の説教の奏楽に赴くとともに、一〇月の中教院神嘗祭でも奏楽している。中教院説教の奏楽は東家文書では明治一三年一〇月二五日まで見え、その後見えなくなる。興味深いことに、それに代わり一三年一二月から登場するのが、「多賀神社教会所」である。明治一三年一二月二二日と二三日に、友秋たちは、「多賀神社教会所開筵式并ニ説教奏楽方」に出向き、その後、ここの毎月の説教で奏楽を行うようになる[一六]。そのほか、奈良市街、近郊の町村の社の遷宮や寺の祖師遠忌など臨時の奏楽依頼は数十例に上るが、珍しいところでは黒住教の儀式[一七]での奏楽があった。また、いかにも近代的な新しいイベントである奈良博覧会の開会、閉会での奏楽[一八]も見られた。

さて次に、奏楽に対してどの程度の謝金が支払われたのかを見てみよう。例年もっとも頻繁に奏楽をしている春日大社の行事例を抜き出すと、次のようになる。

春日大社

新嘗祭　奏楽　一人二五銭

若宮祭　還幸付物　一人二五銭

東遊　一人二五銭

春日祭　東遊、神饌奏楽　五〇銭（秋）／　二五銭（東遊のみ）（賢）

祈年祭　奏楽　一人二五銭

旬祭料　一人四五銭　三ケ度分（一回　一五銭）

＊（秋）＝友秋　（賢）＝友賢

神饌奏楽、道行奏楽は一回の奉仕で一人二五銭、東遊の伴奏もしくは舞も二五銭だった。これに対し、毎月三回行っていた春日旬祭の奏楽はやや安く、一回一人一五銭だった。ちなみに、中教院と多賀教会所の説教奏楽も安く、前者は一人一二銭、後者は一人一六銭だった。

車[一九]を使用したり、宿泊を伴う奏楽例に、石上神社の例祭や談山神社の新祭がある。

石上神社（明治一五年九月一五日の例）

金六拾四銭三り五毛

右者石上神社例祭ニ付鶏鳴ゟ出立ス　忠　秋　政三名謝物三円　内拾五銭予ヘ催料引　人別金九十五銭ツヽ　内車代往復ニテ四拾五銭　茶代人別六厘五毛

右の記録は、収入と支出がランダムに書かれているので、理解しづらいところがあるが、整理すると次のようになる。

・石上神社よりの支払総額　三円
・収入（友秋が受け取った金額合計）　一円一〇銭
　内訳
　催料　一五銭　→友秋のみ受取り
　奏楽料（芝葛忠　東友秋　窪近政で均等割り）→一人九五銭
・支出
　往復車代　一人四五銭
　茶代　一人六厘五毛
・経費を差し引いた友秋の実質的収入　六拾四銭三厘五毛

友秋はこのときまとめ役をしていたので、催料一五銭と出演料九五銭の計一円一〇銭が友秋の収入総額となる。しかし必要経費をここから払わなくてはならず、往復の人力車代四五銭と茶代の六厘五毛を引いた六四銭三厘五毛が実質的な収入であった。

石上神社は鶏鳴に出立すれば、なんとか一日以内で帰宅できる仕事だったが、談山神社は遠かった。談山神社新祭の奉仕は二泊三日の行程だった。

談山神社（明治一二年四月一五日の例）
金弐円
右ハ談山神社新祭　内　三十銭二泊り　七銭五り十六日中食　拾銭七り酒肴料　壱円五十一銭八り残ル　高金拾三円
催忠番　出頭　忠　秋　政　張　紘　照方　直三郎　右七名　尤等級ニ配当ス　予壱円五十銭余ノ内ニテ車代ス

・談山神社よりの支払総額　一三円（七名分）
・友秋の総収入　二円
・支出
　宿泊費（二泊）三〇銭
　一六日中食　七銭五り
　酒肴料　一〇銭七厘
・経費を差し引いた友秋の実質的収入　一円五一銭八厘

友秋の総収入は二円で、その中から必要経費の宿泊代、昼食代、酒肴料を引くと、一円五一銭八厘となる。しかし、この残金からさらに往復の車代を出しており（石上神社までの往復が四五銭だったことを考えると談山神社まではさらに高かった可能性がある）、友秋の手元に残った金額は恐らく一円以下だっただろう。

なお、談山神社からの支払い総額は一三円で、一人二円とすると七名で一四円になり、総額を超過する。このため、「尤等級ニ配当ス」とあるように、七名のうち旧楽人系の「忠　秋　政　張」すなわち、芝葛忠、東友秋、窪近政、芝葛張

は二円とし（計八円）、旧楽人でない上司延絃、武内照方、池田直三郎[二〇]はそれより安い金額としたのではないかと推測される。詳細は書かれていないので不明だが、たとえば、武内らを一人一円六〇銭とすると、三人で四円八〇銭、余った二〇銭は催料として葛忠に支払う、などの方法が考えられる。もちろんこの金額は経費込みなので、彼らの実際の手取り額ももっと低かっただろう。

さて、これらの奏楽料がどれくらいの価値があるのかはっきりとは分からないが、当時の物価を参考に示す。明治二〇年頃の奈良の物価の統計によれば、米、塩、砂糖、木綿、美濃紙の価格は表二の通りである[二一]。米一石は人一人が一年間食べる量とされるが、明治二〇（一八八七）年の米（上質米）一石の価格は五円一四銭であった。一円は二、三ヶ月の一人分の米代ということになろうか。

なお、奏楽に奉仕した顔ぶれについても簡単に言及しておく。芝葛忠、東友秋、窪近政は南都方の旧禁裏御用楽人であった。芝葛忠（一八二五～一八九七）は明治三（一八七〇）年に雅楽局伶員となるが、京都出張所の勤務で東上することはなかった。明治八（一八七五）年に退官し、奈良に戻っている[二二]。葛張（一八六八～一八八七）はその息子である。窪近政（一八五六～?）は、窪近繁の養子、実は京都方楽人・多忠惟三男で、やはり明治三年に伶員となり明治五年に東上するが、明治一一年に退官している（塚原　二〇〇九　付表一五頁）。東友秋、窪近政、芝葛忠の三人は、次に述べるように、明治一六年に、奈良に雅楽練習所を作る歎願を式部

表二　明治二〇年頃の奈良の物価

	明治20	明治19	明治18
米　上　一石	5円14銭	5円29銭	6円23銭
米　中　一石	4円99銭	5円18銭	6円06銭
米　下　一石	4円83銭	4円94銭	5円87銭
塩　一石	1円42銭	1円34銭	1円66銭
白砂糖（和産）百斤	9円90銭	9円84銭	6円74銭
木綿（生）一反	33銭	30銭	34銭
美濃紙　一束	94銭	74銭	65銭

寮雅楽課に願い出ている。春日旬祭の奏楽のような、通常の小規模な奏楽は、東友秋、窪近政、芝葛忠、芝葛張の四人でほとんど済ませている。彼らの都合がつかない場合や、少し多い人数を必要とする場合は、すでに談山神社の例で見たように、上司延紘、武内照方、池田直三郎その他、弟子に奏楽を依頼している。また、春日若宮おん祭のように、多数の舞楽を演じる行事では、「南都右方人」とよばれた、右舞などを専門にしていた大神氏（喜多、西京など）の旧楽人が加勢している。次の例は明治一八（一八八五）年の春日若宮おん祭の記録である。原文では名前しか書かれていないが、他の東家文書からわかる名字を［　］内に補う。▲を付けた者は旧南都右方人、■は素人弟子である。

春日若宮御祭典
十六日夜神幸出勤
［芝］葛忠　［東］友秋　［窪］近政　［芝］葛張　［東］友賢　▲［喜多］是陽　▲［喜多］是滋　■［大宮］守慶　■［生駒］松次郎　■［菊田］寅吉　■［藤田］弥平
十七日当日
伝供賀殿急
東遊　［東］友賢　予（友秋）　▲是滋　▲是陽　歌葛忠　篳近政　笛葛張　附哥■［上司］延紘　■［大宮］守慶
和琴闕
振鉾三節　▲是陽　葛張
萬歳楽　東友賢　葛張
延喜楽　▲是陽　▲是滋

賀殿同人
登天楽同人
音頭　■松次郎　左右　近政　左三コ　芝葛忠　右　葛張　太鼓左右　友秋
夕座
陵王（舞人）　近政　納曽利　▲是滋
童舞散手（舞人）　友賢　貴徳　▲是陽
抜頭（舞人）　葛張
落蹲（舞人）　▲是滋
陵（管方）　■松次郎　■延紘　葛張　カ　予　太コ　葛忠
散（管方）　予　近政　葛張　太コ　葛忠
抜（管方）　予　■延紘　葛忠　左　近政
降楽　胡飲酒出勤　葛忠　予　近政　葛張　友賢　是陽　是滋　■延紘　■守慶　■松次郎　■寅吉　■弥平　外ニ
■［橋本］藤一　還幸　是滋欠

二、奈良雅楽練習所

近代雅楽制度を研究している塚原康子によれば、明治一六（一八八三）年七月に、南都の芝葛忠、東友秋、窪近政は地元での雅楽練習所設置を式部寮雅楽課に歎願し、許可されたという（塚原　二〇〇九、六一頁）。東家文書には、式部寮宛のものは見当たらないが、大阪府知事宛に出された同趣の嘆願書があるので紹介しよう。左記は、春日野村の戸長・

椿井景房を通して大阪府知事に提出された、雅楽道練習所設置許可の歎願である。

雅楽道練習所取設御届

大和國添上郡奈良南袋町廿七番地居住
當府士族　芝葛忠

大和國添上郡奈良北天満町廿五番地居住
當府士族　東友秋

大和國添上郡奈良公納堂町七番地居住
當府士族　窪近政

右三名之者共ヨリ申上候。抑、南都方元楽人奈良居住濫觴之儀者、六十二代村上天皇天徳年間ヨリ連綿ト居住、既ニ本年迄凡千年、楽道相傳血脈相續ト云、最モ同時ヨリ朝廷近衛府官人ニテ御用奉仕罷在候得共、奈良ニ居住仕居候ニ付、春日神社え奏楽為御用被附置。長暦年間以来、康和、永久、保安、保延、寿永頃者、其折ニ勅命御用神饌之奏楽奉仕、尚又嘉禎三年七月十一日ヨリ、旬祭奏楽朝廷ヨリ御寄附ニ相成、毎月朔日十一日廿一日常例御用被仰付、明治年間迄奉奏罷在候。尤、朝廷御用モ往古ヨリ明治三年迄、正月三節會舞楽、并ニ舞御覧、御遊管絃、其他勅祭等、在京楽人同一ニ勤仕。然ル處、明治三年十一月、太政官中ニ雅楽局ヲ被為置、南都方、天王寺方、京都方合、三方楽人ヲ被為廃。藝術ニ依テ更ニ大・中・少伶人、并伶員等ニ何レモ拝命奉職罷在。當時奈良居住之三名モ伶人伶員トシテ雅楽局奉仕罷在候得共、所労ニテ追々辞職、旧里ニ退去仕候者ニ御座候。然ルニ、大和國タルヤ、聖徳太子以来、雅楽道連綿ト祖先ヨ

リ傳来罷在候所、近来追々衰微ニ及ヒ當國之古楽モ終ニハ退轉ニ可及形勢遺憾ニ不絶、依之、昨明治十五年、式部寮ヘ上申仕、雅楽道有志之輩ヘ、私共ヨリ直教授仕度儀上願仕候處、教授免許状御下附ニ相成、右就テ一層勉強ヲ仕、有志輩ヘ廣ク教授仕候つゝ、追々ニ盛大ニ可至哉ニ奉存候間、依テ毎月日曜日之内、初・中・結三ケ日ヲ稽古日ト相定メ、教導申度、右稽古所之称号奈良雅楽練習所ト致シ度、同所設置之儀者、目今資金トモ無之ニ付、當分奈良春日野村ニ鎮座村社氷室神社西ノ廊ヲ借入レ度、同社之儀者、南都方元楽人ニテ明治年間迄凡八百年来社務致シ居。其由緒且者雅楽舞楽ト相當成ル建物ニ付借用致し、練習所ヲ取設度奉存候間、此段御届申上候。右願意御採用被成下、何卒御聞届之程奉願候也。

右

明治十六年五月十四日

芝葛忠（印）
東友秋（印）
窪近政（印）

氷室神社氏子惣代

西御門町　中村堯円（印）
中筋町　白井宗治郎（印）
春日埜村　益井繁治郎（印）
氷室神社祠掌　大宮守慶（印）
手向山神社祠官　上司延紘（印）

（東家文書253、句読点恣意）

［要約］
葛忠、友秋、近政の三名は先祖代々朝廷に仕え、奈良居住につき春日社でも雅楽を奉仕して来た。明治三年の雅楽局にも伶人、伶員として奉仕したが、所労により辞職し、郷里に退去した。しかるに、聖徳太子以来楽道の伝統がある奈良で、雅楽・舞楽が衰微するのを見るのは耐え難く、雅楽を復興させるために、昨明治一五年に近政、友秋、葛忠の三名が、一般の楽道有志の者に教授してもよいかどうかの許可を式部寮にうかがったところ、許しをいただいた。一層楽道に励み、毎月日曜日に広く教えるために雅楽練習所を設けたい。お金もないので当面は氷室神社の回廊の西側を借りて練習所とする。どうかよろしく許可をいただきたい。

この歎願は六月一日付けで大阪府知事・建野郷三によって許可された。こうして、旧楽人は、一般の人に向けて、より本格的に雅楽の教授を行うことになった。後述するように、この雅楽練習所の活動が後に、奈良楽会（一九〇三）、奈良雅楽会（一九一五）、春日神社古楽保存会（一九三二）、春日古楽保存会（一九四八）、南都楽所（一九六八）など（笠置　一九八〇、幡鎌・安田　二〇一六）、今日の奈良の雅楽を支える活動へとつながって行く。

三、素人弟子の広がり

さて、東家文書には、明治一五年から二六年にかけて、弟子が友秋に提出した「雅楽笙教授願」が一一〇人分残っている（東家文書206）。実際には同一人物が複数回提出しているので、資料の点数はこの二倍以上ある。逆に、このような教授願が残っていなくても、『記録』（東家文書208、209）などの中にはさらに十数人程度、稽古を受けに来た人が見える。表三は「雅楽笙教授願」に名前が見える人の一覧である。ここから何が読み取れるだろうか。

表三　「雅楽笙教授願」に見える東友秋の弟子

備考　×は『日誌』(207)、『記録』(208, 209) に見えない人

入門者	保証人	住所　（(　) 内は現在の住所表示）	入門年月日
武内照方	なし	添下郡郡山町柳町（大和郡山市柳町）	明治15年6月25日（8月20日）
宮本碩了	なし	宇陀郡福地村（宇陀市榛原福地）	明治15年7月
上原加藤	なし	宇陀郡自明村（宇陀市榛原自明）	明治15年7月
岡本家光	なし	葛下郡道穂村（葛城市道穂）	明治15年7月
楠丸彦太郎	なし	平群郡谷田村（大和郡山市矢田町）	明治15年7月
楠田繁雄×	なし	平群郡俵口村（生駒市俵口）	明治15年7月
朴木治郎二	なし	平群郡菜畑村（生駒市菜畑町）	明治15年7月
岡本大円	なし	葛下郡道穂村（葛城市道穂）	明治15年7月21日
藤井圓乗	なし	式上郡三輪村（磯城郡田原本町三輪町）	明治15年7月21日
柳田龍音	なし	吉野郡六田村（吉野郡吉野町大字六田）	明治15年7月25日（7月9日）
久保直市	なし	添下郡矢田村（大和郡山市矢田町）	明治15年8月
御明総治郎	なし	添下郡矢田村（大和郡山市矢田町）	明治15年8月
岡澤良善	なし	添下郡矢田村（大和郡山市矢田町）	明治15年8月
加藤寶禅	なし	平群郡萩原村（生駒市萩原町）	明治15年8月
東一昉堯壽	なし	平群郡立野村（三郷町立野）	明治15年8月
秦　秀解×	なし	平群郡法隆寺邨（生駒郡斑鳩町）	明治15年8月
上田菊蔵	なし	平群郡法隆寺邨（生駒郡斑鳩町）	明治15年8月
秦　行純×	なし	平群郡法隆寺邨法隆寺塔中普門院住職	明治15年8月
小橋市太郎	なし	添上郡八条村（奈良市八条町）	明治15年8月17日（8月20日）
杉村利平	なし	平群郡法隆寺村（生駒郡斑鳩町）	明治15年8月17日（8月20日）
鵜山嘉平	なし	葛下郡池田村（大和高田市）	明治15年9月
池田古潭	なし	式上郡但馬村　龍天庵　浄土宗 （磯城郡三宅町）	明治15年9月
谷野一重	なし	平群郡壱分村（生駒市壱分）	明治15年9月
勝山證雪	なし	高市郡八木村　勝山勇譽徒弟 （橿原市八木）	明治15年9月21日
上田庄五郎	なし	平群郡小瀬村（生駒市小瀬町）	明治15年9月26日
野口禅譽	東一昉堯壽	葛上郡蛇穴村　浄土宗　光明寺住職 （御所市蛇穴）	明治15年9月30日
大間智洞	なし	高市郡車木村　真宗本覚寺住職 （高市郡高取町大字車木）	明治15年9月30日
梶木久太郎	なし	十市郡松木村（橿原市十市町）	明治15年10月10日
弓橋友吉	なし	高市郡一村（高市郡高取町市尾？）	明治16年2月22日
斎藤良照	武内照方	式下郡法貴寺邨（田原本町法貴寺）	明治16年3月4日（3月5日）
生駒松治郎	武内照方	添下郡郡山町西岡町（大和郡山市西岡町）	明治16年3月5日
辻本米蔵	東一昉堯壽	葛下郡王子村（北葛城郡王寺町）	明治16年4月
谷甚三郎	東一昉堯壽	葛下郡王子村（北葛城郡王寺町）	明治16年4月
松本勝治郎	東一昉堯壽	葛下郡王子村（北葛城郡王寺町）	明治16年4月
日見豊教	磐城恵照	葛下郡鎌田村　寂照寺住職 （香芝市鎌田村）	明治16年7月
西畑聞教	磐城恵照	葛下郡弁之庄村（葛城市弁之庄）	明治16年7月8日
印東　傳	なし	三河国碧海郡刈谷村	明治16年9月26日（9月11日）
井岡政五郎	なし	山辺郡切幡村（山辺郡山添村切畑）	明治16年10月
岡本善之助	藤井圓乗	紀伊国伊都郡端場村 （和歌山県橋本市高野口町伏原）	明治17年4月5日
藤範信誠	藤井圓乗	紀伊国伊都郡端場村 （和歌山県橋本市高野口町伏原）	明治17年4月5日
東浦龍造×	なし	添下郡西田中村（大和郡山市西田中町）	明治17年12月2日

入門者	保証人	住所　　（（　）内は現在の住所表示）	入門年月日
生寶智譽×	なし	添上郡奈良十輪院畑町	明治18年3月7日
森田遠譽×	なし	添上郡奈良大豆山町	明治18年3月7日
吉原寛順×	なし	添上郡奈良柳町	明治18年3月7日
乾精譽×	なし	添上郡奈良鳴川町	明治18年3月7日
中岡義正×	武内照方	山城国相楽郡木津村	明治18年11月3日
護法信亮×	武内照方	山城国相楽郡市坂村　安養寺住職 （京都府木津川市市坂久保川５６）	明治18年11月3日
西橋良秀×	武内照方	山城国相楽郡木津村（京都府木津市）	明治18年11月3日
羽根虎吉×	なし	紀伊国伊都郡下上田村（和歌山県橋本市上田）	明治18年12月18日
山野勝治郎×	加藤治	添下郡外川村（大和郡山市外川）	明治20年9月7日
沖田源太郎×	武内照方	添上郡中之庄村（奈良市中之庄村）	明治21年3月1日（3月4日）
平瀬祐治郎×	武内照方	添上郡中之庄村（奈良市中之庄村）	明治21年3月1日（3月4日）
叶山六郎	なし	奈良北天満町	明治22年4月
長谷川熊治郎×	武内照方	添上郡奈良下三条町	明治22年4月4日（4月5日）
山口佐吉	加藤治	添上郡田原本大字矢田原 （奈良市矢田原町）	明治22年5月10日(23年3月23日)
久保菊松×	なし	添上郡田原本大字矢田原 （奈良市矢田原町）	明治22年5月10日
守宮谷覚恵×	なし	吉野郡秋野村大字四村 （奈良県吉野郡下市町大字仔邑）	明治22年6月
岡本久三郎×	武内照方	添上郡櫟本村大字中ノ庄（天理市中之庄）	明治22年7月30日(20年8月10日)
久林大了×	久林了円	葛下郡大字曽大根（名称寺カ） （大和高田市大字曽大根）	明治22年9月8日
松田常次郎×	なし	大阪府平民（住所記載なし）	明治22年11月
吉田政次郎×	なし	大阪府平民（住所記載なし）	明治22年11月
絹谷吉兵衛×	なし	大阪府平民（住所記載なし）	明治22年11月
細川吉次郎×	なし	大阪府平民（住所記載なし）	明治22年11月
生駒光三×	なし	添下郡郡山町大字西岡 （大和郡山市西岡町）	明治22年12月1日
西野音吉×	加藤治	添上郡田原本大字矢田原 （奈良市矢田原町）	明治23年1月28日（3月23日）
西谷林松×	加藤治	添上郡田原本大字矢田原 （奈良市矢田原町）	明治23年1月28日（3月23日）
奥野亀次郎×	川久保政多郎	平群郡南生駒村大字鬼取（生駒市鬼取町）	明治23年3月17日
吉川仙三郎×	川久保政多郎	平群郡明治村大字鳴川 （生駒郡平群町大字鳴川）	明治23年3月26日
中尾留吉	川久保政多郎	平群郡南生駒村大字藤尾（生駒市藤尾町）	明治23年6月20日
坊　春松×	なし	三重県南牟婁郡尾呂志村大字上野 （三重県南牟婁郡御浜町大字上野）	明治23年6月20日
川久保政多郎	武内照方	平群郡生駒村大字小瀬（生駒市小瀬町）	明治23年8月10日
巽久賀×	武内照方	添上郡櫟本村大字櫟本（天理市櫟本町）	明治23年9月25日
前川寅蔵×	武内照方	伊賀国名張郡錦野村大字安部田 （三重県名張市安部田）	明治23年12月23日
舩津岩蔵×	武内照方	宇陀郡宇多村大字西山 （宇陀市大宇陀西山）	明治23年12月24日
小泉仲造×	川久保政多郎	添下郡郡山町大字北郡山 （大和郡山市北郡山町）	明治24年1月21日
小原甚五兵衛×	川久保政多郎	若狭国大飯郡本郷村大字岡田 （福井県大飯郡おおい町岡田）	明治24年1月21日
高橋ミエ×	川久保政多郎	浅草区諏訪町第七番地	明治24年3月25日
篠崎浅治郎×	川久保政多郎	埼玉県新坐郡白子村	明治24年3月25日

入門者	保証人	住所　（（　）内は現在の住所表示）	入門年月日
福地治三郎×	川久保政多郎	添下郡郡山町薬柳丁（大和郡山柳町？）	明治24年3月25日
中谷岩松×	武内照方	山辺郡波多野村大字遅瀬 （山辺郡山添村大字遅瀬）	明治24年9月28日
菊江菊松×	川久保政多郎	葛下郡磐城村字竹内（葛城市竹内）	明治24年10月17日
西川宇三郎×	川久保政多郎	伊賀国阿拝郡島ケ原村（三重県伊賀市島ケ原）	明治24年10月29日
峰　芳蔵×	川久保政多郎	伊賀国阿拝郡島ケ原村（三重県伊賀市島ケ原）	明治24年10月29日
谷村貞二郎	川久保政多郎	葛上郡櫛羅村大字櫛羅（御所市大字櫛羅）	明治25年1月9日
八尾末吉×	加藤治	奈良県平民（住所記載なし）	明治25年2月3日
高嶌周蔵×	川久保政多郎	丹後国加佐郡東雲村字上東（舞鶴市上東）	明治25年2月12日
川田佐蔵	川久保政多郎	丹後国加佐郡岡田中村大字富室（舞鶴市字富室）	明治25年5月18日
田中常吉×	川久保政多郎	北豊島郡板橋町元中丸村	明治25年7月23日
大森輿七×	川久保政多郎	埼玉県秩父郡大宮町大字大宮	明治25年7月23日
竹村弥太郎×	川久保政多郎	日本橋区大伝馬塩町	明治25年7月23日
泉川官二郎×	川久保政多郎	四谷区市ヶ谷片町	明治25年7月23日
福井江亭×	川久保政多郎	浅草区須賀町	明治25年7月27日
大植熊造×	川久保政多郎	平群郡北生駒村大字辻（生駒市辻町）	明治25年8月8日
山添宗次郎×	川久保政多郎	下谷区北稲荷町	明治25年8月13日
佐藤長吉×	川久保政多郎	下谷区北稲荷町	明治25年8月13日
上田辰次郎×	川久保政多郎	本郷区湯島天神丁二丁目	明治25年8月13日
山村猪之助×	川久保重熙	三重県阿拝郡河合村大字川合 （三重県伊賀市川合）	明治25年8月19日
福井萬治郎×	川久保重熙	三重県阿拝郡島ヶ原村 （三重県伊賀市島ケ原）	明治25年9月19日
大西勇三郎×	川久保重熙	三重県安濃郡高宮村大字三里 （三重県津市美里町）	明治25年9月19日
鈴木阿久利×	川久保重熙	日本橋区濱町二丁目	明治26年
北尾萬太郎	川久保重熙	山城国久世郡久津川村大字重川（城陽市）	明治26年8月
岡本軍太	生駒松次郎	添下郡郡山町大字南郡山（大和郡山市）	明治26年8月29日
空地光次×	川久保重熙	三重県南牟婁郡市木村 （南牟婁郡御浜町上市木と下市木あり）	明治26年9月
木戸上定之助×	川久保重熙	三重県南牟婁郡入鹿村 （三重県熊野市紀和町板屋）	明治26年9月
山田常次郎×	川久保重熙	三重県南牟婁郡尾呂志村 （三重県南牟婁郡御浜町大字栗須）	明治26年9月
稲垣由太郎×	川久保重熙	和歌山県西牟婁郡岩田村 （和歌山県西牟婁郡上富田町岩田）	明治26年9月
福富金造×	川久保重熙	山城国久世郡久津川村字久世 （城陽市久世）	明治26年9月3日
安村太郎吉×	川久保重熙	山城国久世郡久津川村大字平川 （城陽市平川）	明治26年9月3日
中川幾太郎	川久保重熙	平群郡南生駒村大字有里（生駒市有里町）	明治26年11月29日
樋口藤四郎	川久保重熙	河内国讃良郡四條村大字竜間 （大東市大字龍間）	（明治26年12月3日）

まず、明治一五年六月から明治一六年七月にかけて三六名の入門者があった。彼らの居住地域を見ると、奈良盆地の北西の現・生駒市、大和郡山市、斑鳩町などの地域の人が一六名と約四五％を占める。次に多いのは奈良盆地南部の現・葛城市、大和高田市、橿原市、御所市、高取町、王子町などの人で、一二名であった。その他、わずかではあるが、吉野郡吉野町や宇陀郡榛原町など、かなり遠隔地の人も含まれている。また、職業としては三六名中一五名が仏教の僧侶または僧侶と思われる人である。最も早くから弟子として登場する武内照方は「教授願」から、郡山・柳町の人とわかる。武内は旧楽人らとしばしば寺社の行事の奏楽に参加しているが、表三を見ると、同時に弟子も数多く仲介していたことがわかる。

さて、明治一六年九月からは、奈良県以外の地域の弟子が増える。京都府では、南山城の現・木津市や城陽市が六人、遠くは丹後の舞鶴市からも二名弟子になっている。和歌山県からは四名だが、実際には奈良に近い吉野川に面した橋本の人が三名と田邊市の近郊の人一名である。三重県は一〇名と多いが、こちらも地理的には奈良に近い木津川上流部（旧阿拝郡）と名張の人で四名、津が一名、熊野灘に近い南牟婁郡の人が四名である。その他、愛知[二三]、福井、大阪などが少数いる。明治二四年三月以降は関東在住の弟子も一一名入門した。そのすべては川久保政多郎の取次である。

川久保は自身も明治二三年八月一〇日に入門願を提出しているが、武内のように旧楽人と一緒に行事で奏楽している例が見えない。しかし、『記録』（東家文書208）明治二五年三月一〇日条に、

> 昨九日夕景、生駒小瀬川久保政多郎入来。此時、当練習所取締方幹事指令壱通、御撰定之雅楽稽古代委任指令壱通、天理教会祭典用其外有志之者へ下稽古廣ク致シ候ニ付、葛忠、近政、両人ニ申入相談之上ニテ、カヘイヂ地袴壱巻、褒美トシテ指令ニ相認遣シ候也。（句読点恣意）

［要約］

九日の夕方に、生駒小瀬の川久保政多郎がやって来た。この時、①雅楽練習所の幹事の任命書と、②御撰定曲の代稽古の指令書と、天理教会祭典用その他有志の者への下稽古をひろくしてくれているので、芝葛忠、窪近政両人と相談し、③地袴一巻を褒美として与えることにした。

とあり、雅楽練習所の役員を勤めたり、初心者にひろく下稽古をつけるなど、多大な貢献をしていることがわかる。楽器の斡旋が多いのも、素人弟子と接する機会が多いからであろう。同様に、加藤治という人物も、奏楽例もあるが、やはり弟子や楽器の取次者として大きな役割を果たしていた。なお、遠隔地の弟子のうち特に関東の弟子は、直接に奈良で稽古を受けた記述は見当たらない。入門したものの、楽器と楽譜だけが送られてきて自習するか、現地に中間師匠がいて稽古していたのではないかと推測される。

なお、ここに記されているのは基本的に友秋に笙を師事した弟子である。その他、龍笛、篳篥については、芝葛忠（笛）、窪近政（篳篥）らもそれぞれ弟子をとっていたと考えられるので、単純に計算すれば、ここにある数字の三倍は、雅楽に従事している人口があったと考えられる。

それにしても、弟子、つまり雅楽を演奏する人が、奈良の市中や郡山のようないわゆる平野部で人口の多い市街地だけでなく、かなり交通が不便な山間部の小さな集落にも点在していることに改めて驚かされる。彼らが雅楽を修得するに至った理由は、地域の神社や寺の儀礼で雅楽を用いるためか、個人的な芸術的興味からか、個々の事情が現時点では明確にはわからないが、いずれにしてもご一新後の宗教的あるいは教養的音楽アイテムとして、少なくとも近畿地方では、雅楽が一般庶民の間にかなり拡散したと言えるだろう。

四、楽器販売と雅楽の普及

『日誌』（東家文書207）に続く資料として、『記録』（同208）と『記録』（同209）がある。前者は明治二五年一月から二七年一月までの記事、後者は明治二七年六月から三七年までの記事が収められている。明治二六年一月以降の記述は、ほとんど楽器の修理・販売に関するもので、記述の年月日も必ずしも古い順に並んでいるわけではない。ここでは、楽器の売買を中心に、誰から楽器あるいは部品を仕入れ、どのような人々に売っていたのか、また、売買にどのような人々が仲介をしたのかを見ていこう。

四・一、仕入れ

友秋は、笙の演奏者であったので、みずから笙を製作し、それを売ることもあった。笙の修理も頻繁に行っている。笙以外の龍笛、篳篥についても、購入の仲介を頼まれることが多々あり、その場合、他者が製作したものを仕入れる必要があった。また、笙についても、自作のものだけでなく、古笙を整えて新品同様にして売ったり、東京の楽人が作った笙を仕入れて転売することもあった。

友秋の主な仕入れ先は東京の楽人仲間の奥行業（ゆきなり）（一八二五～一九〇一）である。しかし行業がすべての楽器を作っていたわけではなく、実態としては行業を通して、老舗の楽器商・神田重介から楽器を購入することが多かった。神田は江戸時代から続く老舗の楽器商で、楽器製作・販売のほか、斡旋や鑑定も広く行っていた（岩淵　二〇一五）。たとえば次のように、友秋は明治二五年に、行業の仲介で、神田作の笛を仕入れている。

・一月二六日

奥行業方ゟ
神田重介作之笛五管ト中古笛壱管ト都合六管
　壱管ニ付壱五がへ六管代九円
外ニ神楽笛藤巻上等ニ管五がへ　依テニ管ニテ壱円
又外ニ篳篥文禮ノ作新管五管七五がへ代金三円七拾五銭
惣斗金拾三円七十五銭也

［要約］
笛　　一管＝一円五〇銭×六管　計九円
神楽笛　一管＝五〇銭×二管　計一円
篳篥　　一管＝七五銭×五管　計三円七五銭
総計　一三円七五銭

右の例は一〇円以上のまとめ買いで、かなりの金額の取引となっている。翌々日の一月二八日に、郵便為替で、友秋は東京の行業に全額支払っている。なお、右の篳篥の作者の「文禮」は東上した楽人の東儀文禮（ふみのり）（一八五二～一九一七）で、多くの楽人はこのように楽器あるいはその部品を作り販売することを副業としていた[二四]。

四・二　販売

次に、楽器の仕入れと販売の流れがわかる部分を引用する。

・四月二八日（明治二五年）
東京奥行業𠀋
神田重介作之椛巻笛五管
同断篳篥五管
籐巻神楽笛弐管
〆拾二管来ル　〆拾円
五十銭直段刻　笛壱〇三五宛　篳六〇がへ、神楽笛四〇

［要約］
笛　　一管＝一円三五銭×五管　計六円七五銭
篳篥　　一管＝六〇銭×五管　　計三円
神楽笛　一管＝四〇銭×二管　　計八〇銭
総計　一〇円五五銭　（五五銭値切りか）

四月二八日に、笛、篳篥を五管ずつ、神楽笛を二管、購入した。単純にすべての金額を合計すると一〇円五五銭となるが、「〆拾円」とあるので交渉して端数を値切ってもらったようである。

さて、二八日の翌日と翌々日条に興味深い記事がある。

・四月二九日

昨日、月瀬村大字尾山谷本勘五郎へ、神田作之笛弐円五十銭ニテ貸渡ス。代金ハ来月持参之約束也。

・四月三〇日

月瀬村大字尾山石道寅蔵え、神田作篳篥、壱円廿五銭ニテ貸渡ス。

月ヶ瀬村からやって来た谷本という人に、神田作の笛を二円五〇銭で貸し渡したというのである。「貸渡」とは恐らく、料金は未納で現物を先に渡す、という意味と思われる。また同じく月ヶ瀬村の石道には神田作の篳篥を一円二五銭で貸し渡した。二人に売った楽器が、直前の四月二八日に入手したものだとすると、仕入れ値と売値の差額はそれぞれ一円一五銭と六五銭となる。

笛　［仕入れ］一円三五銭　→　［売値］二円五〇銭　［差額］一円一五銭
篳篥［仕入れ］六〇銭　→　［売値］一円二五銭　［差額］六五銭

それぞれ仕入れ値の倍程度の値段で転売していることになる。前述した郡山の川久保政多郎や加藤治は、友秋に多くの弟子を斡旋しているが、同様に楽器についても仲介しており、しばしば大量の楽器を友秋から購入している。また、一

時的ではあるが（明治二七年のみ記録に現れる）、友秋は京都の八坂神社の奏楽方をしていた岩田家にも大量の楽器を提供したことがある[二五]。

さて、さらに大量に友秋から楽器を購入している人物に、森下岩次郎がいる。この人物は『記録』（東家文書208）の明治二五年一月二七日条に初めて登場するが、同条には「午前十一時ゟ山辺郡三島行。森下岩次郎方ニテ、旧年売置候予作之笙、代金八円受取」とあることから、この年月日以前からすでに取引があったことがわかる。「山辺郡三島」とは、現・天理市三島町のことで、この日、森下を訪ねたあと、友秋は天理教本部に参拝している。

森下岩次郎は、天理教本部へと通じる現在の天理本通で営業している森下神具店の創業者である。現在の御当主によれば、岩次郎は眼病を治してもらったことをきっかけに天理教に入信し、明治二一（一八八八）年に天理教教団の重鎮である飯降伊蔵（一八三三～一九〇七）から楽器を商うように指示されて、現在の天理教インフォメーションセンターの位置に森下楽器店を創業したという。その後その近くに移転し、さらに二〇一〇年に現在の店舗の場所に移転したという[二六]。天理教は江戸時代末に中山みき（一七九八～一八八七）によって始められたが、官憲の弾圧を乗り越えて、明治二一年四月に東京府知事から神道本局所属の教会認可を取り付ける。さらに、同年七月に教会本部を天理の現在の地に移すことを奈良県知事から認められた（小栗　一九六九：二四九）。森下神具店が楽器販売を創始・展開した時期は、近代の宗教界において、天理教の教団が地盤固めをしていく時期と一致していると言えるだろう。東家の記録に現れる明治二五年頃までに、森下家が雅楽器を大量に購入してくれる一大顧客になっていたことは、当時「神道の一派」として神道儀礼を模した雅楽奏楽を含む儀礼の形式を天理教が整え、雅楽器の需要が高まったことを意味している。

その後、東家と森下楽器店との取引は、東家の記録に残る範囲では、明治三七年まで継続している。記録のうち明治二七年、二八年頃は、ほとんど森下家との取引で記録が占められており、一回の取引額も二〇円を越える時もあり、取

引の規模が拡大していることがうかがえる。明治三一年一一月二二日の記録では、恐らくその年の楽器販売の総額と思われる金額が次のように記されている。

〆金弐百七円五十七銭也
外ニ森下方惣計　四百拾三円四拾七銭五り
計　金六百廿一円〇四銭五り

この年の楽器売買の総計は六二一円四銭五厘で、そのうちの四一三円余、つまり、全体の六割程度が森下家との取引だったことになる。仮に、明治三〇年代の一円が、現在の二万円の価値を持つとすると[二七]、森下楽器店との取引は現在の価値

表四　東家文書に見える天理教教会名

備考１「教会名」欄には、東家文書に見られる名称をそのまま記した。
備考２「現在」欄には、東家文書に見られた地域の最寄りにある現在の天理教の教会の位置を参考までに示してある。
備考３「年月日」欄には東家文書に記述が現れる年月日を記した。

教会名	年月日	現在
古市天理分教会	明治26年1月8日	大阪府羽曳野市古市
紀伊国南海支教会	明治26年1月10	和歌山県新宮市池田
阿波国天理支教会所	明治26年12月3日	徳島県徳島市か
河内高安分教会	明治26年12月3日	大阪府八尾市教興寺
郡山分教会	明治27年1月31日	大和郡山市天理町
敷島支教会	明治27年2月12日	桜井市大字金屋
式下郡法貴寺天理教会式下支部	明治27年8月19日	磯城郡田原本町大字法貴寺
伊賀國阿拝郡方	明治27年9月25日	三重県伊賀市島ヶ原か
摂州高槻高安分教会出張所	明治31年2月？	大阪府高槻市
若狭国小浜北陸天理教会所	明治31年10月4日	福井県小浜市千種
梅谷分教会	明治31年12月13日	奈良県奈良市東笹鉾町
当国磯城郡天理磯城教会	明治31年12月19日	磯城郡田原本町大字新町
礒城郡桜井町天理教会	明治33年2月19日	奈良県桜井市
天理南阿波支教会	明治33年3月22日	徳島県阿南市学原町居内
大阪西區北堀江裏通壱丁目天理北堀江布教所	明治33年5月26日	なし
紀州熊野天理教会	明治33年9月	和歌山県熊野市
愛媛縣温泉郡睦野村大字睦月天理教会出張所	明治33年12月18日	愛媛県松山市睦月
大阪アシズ(芦津)教会	明治33年12月18日	大阪府大阪市東住吉区今川
三重県伊賀國上野分教会	明治33年12月25日	三重県伊賀市上野福居町
岩手県天理教会	明治33年12月25日	岩手県盛岡市か
土佐國天理支教会	明治34年2月24日	高知県高知市か
天理教高知分教會高岡支教會	明治34年3月	高知県土佐市高岡町

で八二六万円余となる。

東友秋から雅楽器を購入したのは、三島町の天理教本部のお膝元の森下岩次郎だけではなかった。東家文書には、それ以外の地方の天理教の教会（またはそこに所属する信者）からの注文の記録も増加していく。表四は、『記録』（東家文書208、209）に現れる天理教の教会名である。複数回記録に現れる教会もあるが、初出、あるいは、名称が詳しく記されている条の年月日を記した。場所が特定できない例や、同名の地に現在は教会が確認できない例が数例あるが、それ以外は東家文書に現れる教会の後裔と思われる教会が現存していて、中には現在「〇〇大教会」として地域の拠点として活動している教会もある。

天理教は、独自の儀礼音楽として「みかぐらうた」を持っているが、一方で、神道儀礼と同じく、献饌・撤饌の時に雅楽の奏楽を行っている。それ以外にも雅楽の修得に熱心で、現在、教団本部に天理教音楽研究会雅楽部門があるほか、天理大学にも雅楽部がある。いずれも高い技術を備えていて、天理大学雅楽部は、復元された伎楽の演奏でも有名である（佐藤　二〇一二、Terauchi 2014）。また、教団の海外支部でも雅楽を行っており、一九五〇年代以降、いくつかの海外の大学の民族音楽のコースで、雅楽の実技クラスに指導者を提供している（寺内　二〇一五b）。天理教における雅楽の導入の過程についてはこれまでよくわかっていないが、東家の楽器売買の記録から、少なくとも、明治二〇年代半ばから三〇年代にかけて、信者の間に急速に雅楽が広まって行ったと結論することができるだろう。

おわりに

雅楽を専門に演奏する楽人として生活を成り立たせることは、それほど楽ではない。それは昔も今も同様である。楽人には古くから禁裏からの扶持、江戸時代以降はそれに江戸幕府からの扶持が加わり、いわば固定給が支給されていた。

しかし、固定給は楽人全員に与えられたわけではなく、一つの楽家の中でも本家と二、三の有力分家に限られており、それ以外の者はその恩恵に預かることは難しかった。また、特別な演目を演じた時、あるいは特別な伝承を貴人に伝えた時の恩賞など臨時の収入が得られることもあったが、それも教授権を持っている限られた楽人だけであり、しかも恒常的なものではなかった。江戸時代になると、裕福な武士、町人などの素人弟子に雅楽を教授することが広く慣習となり、その謝礼、つまりアルバイト収入を多くの楽人は生活の足しにしている（南谷　二〇〇五、寺内　二〇一七）。

明治維新を迎え、東京の雅楽局御用となった者は、東京で公務員として、新たな制度の中で雅楽伝承を担って行った。これに対して、父祖の地に留まった、または戻った者は、金禄公債のような一時的支給金はあったものの、それまであった固定給が実質的に無くなったため、地域の旧来の伝統行事などに奉仕しつつ、新たな収入の道を探さなければならなかった。その一つが、素人弟子の獲得拡大である。この現象は、武士階級の庇護を失った能楽などでも起っている。

雅楽は基本的に器楽合奏音楽であるので、素人弟子が増えるということは、必然的にそれだけ楽器の需要も増えることになる。今回、東家文書の分析から、東友秋は行事での奏楽や素人弟子への教授だけでなく、自ら楽器を製作し、また楽器の仕入れと販売を大規模に展開することにより、大きな収益をあげていたことがわかった。雅楽器販売が大きな利益をあげたことは、友秋と取引があった森下楽器店でも同様である。現在の森下神具店の御当主によれば、森下岩次郎とその息子の代で楽器販売は相当の利益をあげたようで、岩次郎は自身の出身の村で土地をたくさん購入したほか、孫息子と孫娘は東京の大学に進学するほど経済的に裕福になったという[二八]。

さて、こうして増えた素人弟子のうち、熱心な者、優秀な者は春日若宮おん祭など地域の行事に積極的に参加し、雅楽の伝統の維持に貢献した。結果的に、奈良の伝統行事は氷室祭のようにかつての盛儀を失ったものもあるが、若宮おん祭のように大規模な芸能の奉納を伴って現在まで継承されているものもある。近代以降の奈良の雅楽の出発点は、前

述したように、友秋らが創設した雅楽練習所の活動にある。それが、明治後期に奈良楽会（一九〇三）となり、大正年間には奈良雅楽会（一九一五）、昭和初期には春日神社古楽保存会（一九三二）となり、さらに戦後、春日古楽保存会（一九四八）となり、春日古楽保存会から雅楽部門が独立して南都楽所（一九六八）となって現在に至っている（笠置一九八〇）。

本稿は、タイトルに「サバイバル」ということばが入っている。サバイバルとは「生き残り」である。東家は、明治期、友秋、友賢の二代にわたり、雅楽の奏楽、教授、楽器販売などで楽人としてサバイバルに成功したと言えるだろう。しかし、友賢を最後に、東家の楽道は断絶した。言い換えると、楽家としてのサバイバルは友賢の代で終止符が打たれたことになる。しかしこのことは、雅楽伝承を広い視野から見た時、必ずしも「終り」ではない。なぜなら、今も奈良には多くの雅楽従事者がおり、雅楽を演じる古い祭の伝統が生き続けているからである。つまり、奈良では、楽家という家による伝統継承から、地域全体で雅楽を支える形に伝承システムが変わり、このことは、禁裏や幕府の権威を背景に、一部の専門家だけの特権として継承されてきた伝承が、地域全体の伝承となり、地域アイデンティティ形成の器になったことを意味している(Terauchi 2020)。東友秋と友賢、そして芝葛忠や窪近政は、楽家の「最後の人々」としてではなく、広く地域の人々によって支えられる新しい雅楽の伝統の「始まりを創った人々」として、奈良の雅楽の歴史の中に記憶されるべきではないだろうか。

付記

東家文書の翻刻にあたっては、神戸大学国際文化学研究科大学院生の金田満帆さんにお手伝いいただきました。ここに謝して記します。

一　大阪の雅亮会の活動については、小野ほか　二〇〇八、寺内　二〇一〇、奈良の雅楽の復興については笠置　一九八〇、幡鎌・安田　二〇一六、Terauchi 2020 などを参照のこと。

二　東家文書251「至急御用召東京江参向覺」によれば、東友秋は芝葛鎮とともに、明治三年一二月二日にまず京都に向い、三日に京都を発って、東海道経由で、一二月一五日に東京表二番町の元旗本筒井武左衛門邸に着いた。東京に約四〇日滞在し、老母の病気を理由に暇乞いを願い出て、東京を明治四年一月二四日に出立、再び東海道経由で京都に二月六日に到着、奈良には七日に帰着した。

三　弘化五年、嘉永二～七年、安政二～六年、万延元年、文久三～四年、慶応二～四年が現存。

四　天理図書館蔵。

五　ただし、B表の寺社でも、江戸時代から特別な機会（社殿の造営や始祖の遠忌など）に単発で奏楽、舞楽のために出向くことはあった。

六　『日誌』（東家文書207）明治一二年一二月一〇日条に「右者春日率川神社、此度大神神社摂社ニ相成候ニ付、神饌奏楽、催シ忠秋　政　張　四名」とある。

七　現・奈良県下の官幣社の儀式を知る史料に『明治二十四年調　官幣社儀式　社寺係』（一八九八）（請求番号 1-M24-40d）などがある。奈良県立図書館「まほろばライブラリー」で画像が公開されている。それによると祈年祭と新嘗祭は同じ式次第であった。https://meta01.library.pref.nara.jp/opac/repository/repo/669/?lang=0&mode=0&opkey=R1599357396879O&idx=1#?c=0&m=0&s=0&cv=0&r=0&xywh=-139%2C-122%2C2764%2C1994

八　明治一〇年代当時は「式部寮雅楽課」と改められている。

九　畝傍山東北御陵での祭典。

一〇　堺県は明治一四（一八八一）年に大阪府に編入。明治二〇（一八八七）年一一月、大阪府から独立して奈良県が成立。

一一　例えば『日誌』（東家文書207）明治一三年四月に「泉州大鳥神社芳井升人ノ笙調仕立直し」とある。

一二　大和神社では、新海奈記佐、坂田薦に篳篥の部品を売ったり、原忠慎の笙を調整している（「日記」207、明治一三年三月、一四年三月条）。丹生川上神社では、春海美基が東友秋に笙を習っていたほか、篳篥、和琴なども購入している（『日誌』東家文書207、明治一二年三月、一三年三月七日、一四年二月、一五年一二月一九日、一六年四月二八日）。

一三　吉野郡東吉野村にある。

一四　明治一四年一〇月一五日条に、「脇戸町千鳥神社奏楽、舞抜頭奉納」とあり（「千鳥神社」は「倭文神社」のことと考えられる）（「倭文」は「しとおり」「しどり」「しずり」などと発音される）、二日後の一〇月一七日の記事に、「神宮祭典前同所神饌奏楽料　催し同断」（傍線引用者）とあることから、「神宮」と「倭文神社」は同じ場所にあったと判断した。

一五　中辻町自治会、中辻北方町自治会、中辻南方町自治会の案内板（一九九五年）によると、江戸時代に紀州和歌山藩が奈良町から御用金を調達するための南部紀州御用所がここに置かれた。

一六　この「多賀神社教会所」の位置は不明。

一七　明治一九年一二月二日、一七年三月二二日の二回のみ。黒住教の教会は脇戸町にあった。また友秋は管長の黒住宗篤に笙も売っている（『日誌』207、明治十三年九月二十七日条）。黒住教は、金光教と同様に、雅楽を取り入れた吉備楽を伝承している。

一八　友秋らが奏楽に参加した博覧会は、記録にある限りでは第四次博覧会（明治一二年三月一〇日～同年五月二五日）、第五次博覧会（明治一三年三月一〇日～五月二八日）、第七次博覧会（明治一五年三月一日～五月二八日）、第八次博覧会（明治一六年三月一日～五月二八日）。詳しくは、「奈良博覧会関係年表」（奈良県立図書館ウェブサイト）、山上　二〇一三などを参照のこと。

一九　奈良県立図書館作成の「文明開化と生活の変化および勧業政策③」によれば、明治一〇年代の人力車数は奈良二五九、郡山

四二、櫟本三〇、丹波市で二八だという（奈良県立図書館）。

二〇　上司延紘は手向山八幡宮の祠官。友秋の妹の聟でもあった（東家『記録』東家文書208明治二五年一月一九日条）。武内照方は大和郡山の人。明治一五年六月に友秋に正式に入門しているが（『雅楽笙教授願』東家文書260）、『日誌』東家文書207では明治一二年ころから登場する。武内が寺社の年中行事の奏楽に参与している例は多数に上るが、素人弟子や楽器の取次もしている。池内直三郎も友秋の弟子で（ただし『雅楽笙教授願』東家文書260には見えない）、しばしば寺社の行事で友秋らと奏楽に参加しており、場合によっては友秋の代理として派遣されることもあった。この他、明治二五年以降、行事で奏楽を手伝った素人弟子に、藤一（名字不詳）、大宮守慶、大宮守長、生駒松次郎、岡本軍太らがいる。大宮氏は明治一六年の記録では氷室神社司掌（東家文書253）、明治三三年頃は「北葛城郡一言主神社ノ人」とある（東家文書208、明治三三年四月一五日条）。

二一　「奈良県統計書・奈良県統計年鑑」より（奈良県　一〇一三）。

二二　葛忠の墓碑銘より。

二三　三河の印東氏の職業は裁判官で、当時関西圏の裁判所に勤務していたのではないかと思われる。印東は友秋から楽器も購入している（『日誌』東家文書207、明治一六年九月三〇日条）。明治二五年には泉州岸和田濱町の住所になっている（『記録』東家文書208、明治二五年一月三日条）。

二四　東家文書207、208、209には、楽器やその部品を製作し、友秋と取引があった楽人として、「鄰」（豊時鄰）、「尉」（東儀俊慰作）、「業」（奥行業）、「廣海」（林廣海）、「多忠龍」などが見える。

二五　明治初頭に堀川久民らが中心となって引き継がれた京都の雅楽の伝統は、大正五（一九一六）年に平安雅楽会となった。平安雅楽会は昭和前半には春日若宮おん祭の奏楽にも奉仕していたが、これについては別の機会に論じたい。

二六　二〇二〇年八月二七日、二八日、メールによるご教示。

二七　野村ホールディングス・日本経済新聞社が運営するman@bowというサイトの試算。https://manabow.com/zatsugaku/column06/

二八　二〇二〇年八月二八日、メールによるご教示。

参照文献

岩淵令治　二〇一五「近世後期における雅楽の伝播と楽器師～「伝統」の普及と販売」『国立歴史民俗博物館研究報告』一九三集、二四九～二九一。

小栗純子　一九六九『日本の近代社会と天理教』（日本人の行動と思想　七）東京、評論社。

小野功龍監修、藤原憲、小野真編　二〇〇八『増補改訂　雅亮会百年史　創立百二十年を越えて』大阪、天王寺楽所雅亮会。

笠置侃一　一九八〇『雅楽と奈良』奈良、奈良市。

佐藤浩司　二〇一二『雅楽「源氏物語」のうたまい』天理、天理教道友社。

塚原康子　二〇〇九『明治国家と雅楽～伝統の近代化／国楽の創成』東京、有志舎。

寺内直子　二〇一〇『雅楽の〈近代〉と〈現代〉～継承・普及・創造の軌跡』東京、岩波書店。

――　二〇一五a「楽人の領地検分～新出史料・平群町「下河原家文書」より」『国際文化学研究』四三、四七～一〇一。

――　二〇一五b「越境する雅楽～海外の大学カリキュラムにおける日本伝統音楽」『国際文化学研究』四四、一～二八。

――　二〇一七「知と技の伝播と共有～美濃高須の豪商吉田家の文化活動」『日本文化論年報』二〇、一～四二。

奈良県　二〇一三「奈良県統計書・奈良県統計年鑑」より、明治二〇年「商業」のデータ。
http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=27075

奈良県立図書館　「文明開化と生活の変化および勧業政策③」奈良県立図書館ホームページより

https://www.library.pref.nara.jp/sites/default/files/009_s2.pdf

――「奈良博覧会関係年表」

https://www.library.pref.nara.jp/sites/default/files/narahaku2018.pdf

奈良市史編集審議会　一九九五『奈良市史　通史4』東京、吉川弘文館。

西山松之助　一九五九『家元の研究』東京、校倉書房（『西山松之助著作集』第一巻に再録、一九八二、東京、吉川弘文館）。

幡鎌一弘、安田次郎　二〇一六『祭礼で読み解く歴史と社会～春日若宮おん祭りの九〇〇年』東京、山川出版社。

東家　『南都狛姓楽家　東友弘家文書』（PDF版）大阪、小林写真工業。

平出久雄　一九四〇「徳川時代雅楽家の経済的一断面（二）『歴史と国文学』二二巻六号、二九～五〇。

――　一九五九「日本雅楽相承系譜」『日本音楽大事典』附録（『日本音楽大事典』一九八九に再録）東京、平凡社。

南谷美保　二〇〇五「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク～東儀文均の『楽所日記』嘉永六年の記録より見えるもの」『四天王寺国際仏教大学紀要』四〇、二一～四三。

――　二〇〇九「三方楽所楽人による知行地支配について～弘化・嘉永年間を中心とした考察」『四天王寺大学紀要』四八、一七一～一九九。

山上豊　二〇一三　「近代奈良の観光と奈良博覧大会～奈良県行政文書を通して」『地域創造学研究』（奈良県立大学研究季報）二三（四）、五五～一〇一。

Terauchi, Naoko. 2014. *Gigaku in the 21st century.* (Booklet of the lecture demonstration at the 4th Symposium of the Study Group on Musics of East Asia (MEA), International Council for Traditional Music (ICTM)).

—— 2020. *Gagaku* and the *Kasuga Wakamiya Onmatsuri* Festival of Nara: From the Sound of Authority to the sound of Local Identity. in Keith Howard and Catherine Ingram eds., *Presence Through Sound: Music and Place in East Asia*. New York, London: Routledge. pp. 162-176.

Gagaku musicians' survival in the Meiji period: a case study of Higashi family's activity in Nara

Naoko TERAUCHI

This essay explores how hereditary musicians of *gagaku*, the court music of Japan, tried to maintain the tradition and make a living on it in their original place in the late 19th century. After the Meiji Restoration (1868), the majority of *gagkau* musicians in Kansai (Kyoto, Nara, and Osaka) moved to Tokyo to participate in the new court rituals conducted there. However, some musicians stayed in or came back to their original places where they were expected to contribute in the performance of *gagaku* and its dance repertoire *bugaku* in the traditional annual events in Shinto shrines and Buddhist temples. They also taught *gagaku* to local common people including priests of shrines and temples. This essay gives a special focus on a musician Higashi Tomoaki (1830-?) who was born in a hereditary *gagaku* family in Nara and insisted to stay in his original place after the Restoration.

According to the historical documents that were preserved in Higashi family, it has been clarified that the family survived the drastic social change of the Meiji era by making and selling *gagaku* instruments in addition to performing and teaching *gagaku* in Nara. The documents also revealed that the believers of Tenrikyô, a new religion emerged in the mid-19th century, were quite big customers of Higashi family in 1890s and 1900s. The fact suggests that *gagaku* rapidly permeated Tenrikyô rituals in the late 19th century.

Keywords: *gagaku*, Nara, Higashi Tomoaki, musical instruments, Meiji Restoration, Tenrikyô

キーワード：雅楽、奈良、東友秋、楽器、明治維新、天理教